

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第17号

北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則

北海道居住施設管理規則（昭和39年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

- 第13条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同条に次の1項を加える。
- 3 前項の規定にかかわらず、新たに公宅の貸与を受けた場合又は公宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の公宅料は、同項の規定により決定された額を基に日割計算により算出した額とする。
- 第20条第2項中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改める。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

目次

| 規 則 | 訓 令 | 告 示 | ページ |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|-----|
| ○北海道居住施設管理規則の一部を改正する規則……………（総務部総務課） | | | 62 |
| | ○公宅料の算定基準の一部を改正する訓令……………（総務部総務課） | | 62 |
| | | ○遊休農地に係る特定利用権の設定の裁定……………（農地調整課） | 62 |
| | | ○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） | 63 |
| | | ○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） | 63 |
| | | ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） | 64 |
| | | ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） | 64 |
| | | ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） | 64 |
| | | ○森林法による通知に代える公示……………（治山課） | 65 |
| | | ○特定調達契約に係る入札の公告……………（住宅課） | 65 |
| | | 総合振興局告示及び振興局告示 | |
| | | ○特定調達契約に係る入札の公告…………… | 66 |
| | | ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 68 |
| | | 道教育庁教育局告示 | |
| | | ○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… | 69 |
| | | 道人事委員会規則 | |
| | | ○平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則…………… | 70 |
| | | ○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… | 72 |
| | | ○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… | 73 |
| | | ○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… | 73 |
| | | ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… | 73 |
| | | ○単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則…………… | 76 |
| | | ○地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… | 76 |

訓 令

北海道訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

公宅料の算定基準の一部を改正する訓令

公宅料の算定基準（昭和60年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第3項」を「第13条第2項」に改める。

附則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

北海道告示第186号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）附則第6条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定により、次のとおり遊休農地に特定利用権を設定する裁定をした。

規 則

平成28年 3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 遊休農地の所在及び特定利用権の内容等

| 所在 | 地番 | 枝番 | 地目 | 面積 (㎡) | 特定利用権の内容等 | | | | | |
|-----------|------|------|--------|-------------|---|-----------------------|------|---------------|--|---|
| | | | | | 内容 | 始期 | 存続期間 | 借賃(1年 当たり) | 所有者の 氏名及び 住所 | 支払 方法 |
| 千歳市 駒里 | 1032 | -28 | 畑 | 694 | 賃借権 を設定 し、畑 として 利用 | 平成 28年 4月 1日 | 5年 | 333,000 円 | 吉鷹 弘蔵 東京都 調布市 国領町 4丁目 13番地30 101号 | 毎年 3月末 までに 支払う ものと し、支 払方法 は所有 者と公 益財団 法人道 央農業 振興公 社が協 議し、 決める ものと する。 |
| | 1032 | -29 | 畑 | 5,207 | | | | | | |
| | 1032 | -30 | 畑 | 3,322 | | | | | | |
| | 1839 | -18 | 畑 | 134,662 | | | | | | |
| | 1839 | -197 | 畑 | 2,526 | | | | | | |
| | 2223 | -1の内 | 原野 | 28,004 | | | | 304,000 円 | | |
| | 2223 | -3 | 畑 | 22,389 | | | | | | |
| | 2223 | -4 | 畑 | 28,653 | | | | | | |
| | 2223 | -5 | 畑 | 22,288 | | | | | | |
| | 2298 | -17 | 原野 | 1,309 | | | | 112,000 円 | | |
| | 2298 | -18 | 雑種地 | 472 | | | | | | |
| | 2298 | -19 | 畑 | 10,095 | | | | | | |
| | 2298 | -23 | 畑 | 16,160 | | | | | | |
| | 2268 | -5 | 原野 | 4,066 | | | | 74,928 円 | | |
| | 2268 | -6 | 畑 | 8,924 | | | | | | |
| 2268 | -9 | 原野 | 2,043 | | | | | | | |
| 2268 | -7 | 畑 | 26,162 | 86,932 円 | 吉鷹 弘蔵 東京都 調布市 国領町 4丁目 13番地30 101号 (持分 2/3) | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | 43,466 円 | 吉鷹 美枝 苫小牧市 桜木町 1丁目 22番 | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|--|------|-----|---|--------|--|--|--|--|-------------------|---|
| | | | | | | | | | 8号 (持分 1/3) | |
| | 2268 | -10 | 畑 | 17,791 | | | | | 44,337 円 | 吉鷹 弘蔵 東京都 調布市 国領町 4丁目 13番地30 101号 (持分 1/2) |
| | | | | | | | | | 44,337 円 | 森 弥生 千歳市 釜加 94番地 の12 (持分 1/2) |

2 特定利用権が設定された者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 特定利用権が設定された者の名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|-----------------|-----------|------------|
| 公益財団法人道央農業振興公社 | 理事長 松尾 道義 | 恵庭市西島松41番2 |

北海道告示第187号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（西根室地区（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道根室振興局に備え置いて、平成28年3月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第188号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指

定する。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 二海郡八雲町浜松153の1・154の12・157の1・157の3・158の1・159の1・160の1・160の4・161の1・254の1・254の4・257の1（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第189号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 久遠郡せたな町大成区本陣224の1地先・230地先・古宇郡神恵内村大字赤石村1の6地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第190号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第191号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡倶知安町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 島牧郡島牧村・寿都郡寿都町（国有林。以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）、島牧村・寿都町（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第192号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を次のとおり掲示した。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------|-----------------|
| 1(1) 通知の内容 | 平成28年北海道告示第145号 |
| (2) 所在が不明な者 | 長沢 春雄、中川 政教 |
| (3) 掲示場所 | 喜茂別町役場 |
| 2(1) 通知の内容 | 平成28年北海道告示第147号 |
| (2) 所在が不明な者 | 佐々木 孝 |
| (3) 掲示場所 | 日高町役場 |

北海道告示第193号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月15日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
道営住宅管理システム端末機器の賃貸借（14台分） 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 機器等仕様書及び数量明細書による。
- (3) 契約期間 平成28年6月1日から平成33年5月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納入場所 納入場所一覧表による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成28年3月15日（火）から同年4月13日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部住宅局住宅課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道建設部住宅局住宅課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階 建築局入札室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部住宅局住宅課）
- (2) 入札日時 平成28年4月25日（月）午後1時30分（送付による場合は、同日午前10時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道建設部住宅局住宅課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（1月当たり単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たり単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たり単価）をもって入札（有効な入札に限る。）したものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道建設部住宅局住宅課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-231-4111 内線29-532

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 14, Router 13 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., April 25, 2016
(If mailed bids must arrive no later than 10 : 00 A.M., April 25, 2016)
- C Contact : Housing Division, Bureau of Housing, Department of Construction, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111

総合振興局告示及び振興局告示

北海道胆振総合振興局告示第30号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年3月15日

北海道胆振総合振興局長 小玉俊宏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月に係る1台当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 調達する物品等の名称

- (ア) 入札番号1 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 2台分 一式
- (イ) 入札番号2 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 4台分 一式
- (ウ) 入札番号3 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル針及び用紙を除く。）の供給を含む。） 2台分 一式

(ア)から(ウ)までについては、それぞれの入札とする。

イ 調達台数及び調達予定数量

- (ア) 2台及び1月当たり 31,400枚（1台分の調達予定数量）
- (イ) 4台及び1月当たり 14,700枚（1台分の調達予定数量）
- (ウ) 2台及び1月当たり 28,400枚（1台分の調達予定数量）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契 約 期 間 平成28年6月1日から平成33年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- いこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成28年3月15日（火）から同年4月15日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 胆振総合振興局大会議室C（送付による場合は、郵便番号051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成28年4月25日（月）午後2時（送付による場合は、同月22日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1)ア 名称及び数量
幅広複写機の賃貸借 1台
イ 予定時期 平成28年8月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2)ア 名称及び数量
ア カラー複写機の賃貸借 1台
イ 複写機の賃貸借 5台
イ 予定時期 平成29年2月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量200グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道胆振総合振興局のホームページ（<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatokoukouku.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1月に係る1台当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道胆振総合振興局地域政策部総務課
- (2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号
- (3) 電話番号 0143-23-9566

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of copying machine 2 1 set No. 1
- b Lease of copying machine 4 1 set No. 2
- c Lease of copying machine 2 1 set No. 3

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 25, 2016

(If mailed, bids must arrive no later than April 22, 2016)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, kaigan-cho 1-chome 4-1 Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan
Phone : 0143-24-9566

北海道留萌振興局告示第1004号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月15日

北海道留萌振興局長 藪 紀 洋

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

- (1) 入札番号1 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 2,500枚 一式
- (2) 入札番号2 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 18,000枚 一式
- (3) 入札番号3 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 10,700枚 一式
- (4) 入札番号4 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 11,100枚 一式
- (5) 入札番号5 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 14,900枚 一式
- (6) 入札番号6 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 7,700枚 一式
- (7) 入札番号7 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 3,400枚 一式
- (8) 入札番号8 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 1,100枚 一式
- (9) 入札番号9 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 800枚 一式
- (10) 入札番号10 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 4,900枚 一式
- (11) 入札番号11 複写機の賃貸借 1台及び1月当たり 2,100枚 一式
- (12) 入札番号12 カラー複写機の賃貸借 1台及び1月当たり
モノクロモード4,300枚 カラーモード1,800枚 一式
- (13) 入札番号13 カラー複写機の賃貸借 1台及び1月当たり
モノクロモード 400枚 カラーモード1,900枚 一式

2 落札を決定した日

平成28年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 株式会社ビジネスPLUS
イ 住 所 留萌市開運町1丁目2番17号

(2) 1の(2)、(3)、(10)、(11)及び(13)

ア 氏 名 株式会社旭屋書店
イ 住 所 苫前郡羽幌町南3条3丁目7番地の2

(3) 1の(4)

ア 氏 名 北鐘興産株式会社
イ 住 所 増毛郡増毛町畠中町3丁目82

(4) 1の(5)から(9)まで

ア 氏 名 株式会社栄進堂
イ 住 所 留萌栄町2丁目5番28号

(5) 1の(12)

ア 氏 名 株式会社浜田商事
イ 住 所 留萌市旭町2丁目3番地27

4 落札金額

- (1)ア 基本料金 27,500円
イ 複写料金 4.90円
- (2)ア 基本料金 31,800円
イ 複写料金 3.80円
- (3)ア 基本料金 33,500円
イ 複写料金 4.25円
- (4)ア 基本料金 49,000円
イ 複写料金 4.20円
- (5)ア 基本料金 41,800円
イ 複写料金 3.60円
- (6)ア 基本料金 33,800円
イ 複写料金 3.90円
- (7)ア 基本料金 28,000円
イ 複写料金 3.80円
- (8)ア 基本料金 15,500円
イ 複写料金 6.00円
- (9)ア 基本料金 15,500円
イ 複写料金 6.00円
- (10)ア 基本料金 32,200円
イ 複写料金 5.00円

- (11)ア 基本料金 22,000円
- イ 複写料金 5.00円
- (12)ア 基本料金 41,000円
- イ 複写料金 (モノクロ) 4.00円
- ウ 複写料金 (カラー) 28.00円
- (13)ア 基本料金 23,600円
- イ 複写料金 (モノクロ) 6.00円
- ウ 複写料金 (カラー) 27.00円

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告
平成28年2月9日付け北海道留萌振興局告示第1003号

- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道留萌振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 留萌市住之江町2丁目1番地2

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁空知教育局告示第30号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月15日

北海道教育庁空知教育局長 松 山 拓 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空知管内道立学校で使用する電力
- (1) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価) 1月当たり1,570 kWh
 - (2) 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価) 年間合計3,616,459 kWh
- 2 落札を決定した日
平成28年2月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 株式会社F-Power
 - (2) 住 所 東京都港区六本木1丁目8番7号
- 4 落札金額
- (1) 756円
 - (2) 18.12円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月8日付け北海道教育庁空知教育局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁石狩教育局告示第51号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月15日

北海道教育庁石狩教育局長 村 上 明 寛

- 1 落札に係る物品等の名称 (1箱当たりの単価) 及び調達予定数量
- (1) P P C用紙A 4判 (札幌市北部地区) 2,647箱
 - (2) P P C用紙A 4判 (札幌市中央地区) 3,011箱
 - (3) P P C用紙A 4判 (札幌市西部地区) 2,595箱
 - (4) P P C用紙A 4判 (札幌市東部地区) 3,205箱
 - (5) P P C用紙A 4判 (江別石狩当別地区) 2,113箱
 - (6) P P C用紙A 4判 (北広島恵庭千歳地区) 2,490箱
 - (7) P P C用紙B 4判 (札幌市A地区) 1,991箱
 - (8) P P C用紙B 4判 (札幌市B地区) 2,342箱
 - (9) P P C用紙B 4判 (石狩地区) 2,063箱
 - (10) P P C用紙A 3判 (全域) 1,598箱
 - (11) P P C用紙B 5判 (全域) 1,364箱
 - (12) 更紙A 4判 (全域) 1,015箱
 - (13) 更紙B 4判 (石狩A地区) 691箱
 - (14) 更紙B 4判 (石狩B地区) 629箱
- 2 落札を決定した日
平成28年2月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)から(4)まで及び(10)
 - ア 氏 名 大丸藤井株式会社
 - イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地
 - (2) 1の(5)及び(11)から(14)まで
 - ア 氏 名 森川株式会社
 - イ 住 所 愛媛県四国中央市三島宮川1丁目11-7
 - (3) 1の(6)から(9)まで

- ア 氏名 株式会社エム・マツバラ
イ 住所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号
- 4 落札金額
 (1) 1,158円
 (2) 1,158円
 (3) 1,158円
 (4) 1,158円
 (5) 1,190円
 (6) 1,190円
 (7) 1,725円
 (8) 1,715円
 (9) 1,740円
 (10) 1,388円
 (11) 940円
 (12) 2,538円
 (13) 3,564円
 (14) 3,564円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年12月11日付け北海道教育庁石狩教育局告示第178号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁渡島教育局告示第34号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年3月15日

北海道教育庁渡島教育局長 辻 俊行

- 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
船舶用燃料 A重油（J I S 1種2号） 130,000リットル
- 2 落札を決定した日
平成28年3月2日
- 3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏名 株式会社松城

- (2) 住所 静岡県静岡市清水区島崎町173-4
- 4 落札金額
4,693,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月22日付け北海道教育庁渡島教育局告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

道 人 事 委 員 会 規 則

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。
平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 楯 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1310

平成27年勧告改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則
(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定職員 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年道職員改正条例」という。）附則第4項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年学校職員改正条例」という。）附則第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成27年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年警察職員改正条例」という。）附則第3項に規定する特定職員をいう。
- (2) 平成27年改正条例附則の規定 平成27年道職員改正条例附則第4項から第6項まで、平成27年学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は平成27年警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定をいう。
- (3) 平成18年改正条例附則の規定 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年道職員改正条例」という。）附則第8

項から第10項まで、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年学校職員改正条例」という。）附則第8項から第10項まで（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成18年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年警察職員改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定をいう。

- (4) 経過措置額支給特定職員 特定職員であり、かつ、平成27年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料を支給されるものをいう。
- (5) 施行日 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第2号。以下「平成27年勧告道職員改正条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第3号。以下「平成27年勧告学校職員改正条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第4号。以下「平成27年勧告市町村立学校職員改正条例」という。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年北海道条例第5号。以下「平成27年勧告警察職員改正条例」という。）の施行の日をいう。
- (6) 改正後の給与条例 平成27年勧告道職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、平成27年勧告学校職員改正条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、平成27年勧告市町村立学校職員改正条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）又は平成27年勧告警察職員改正条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）をいう。
- (7) 改正前の給与条例 平成27年勧告道職員改正条例第1条の規定による改正前の道職員給与条例、平成27年勧告学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例、平成27年勧告市町村立学校職員改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例又は平成27年勧告警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例をいう。
- （経過措置額支給特定職員に対する給与の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正

条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額（第4号及び第7号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額（第4号及び第7号にあっては、それぞれ当該各号に掲げる手当の支給されるべき額の合計額）に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当（第4号又は第7号に該当するものを除く。）
- (3) 特地勤務手当（次号に該当するものを除く。）
- (4) 特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7-357）第4条の規定の適用がある場合における地域手当及び特地勤務手当
- (5) 特地勤務手当に準ずる手当
- (6) へき地手当（次号に該当するものを除く。）
- (7) へき地手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-98）第4条の規定の適用がある場合における地域手当及びへき地手当
- (8) へき地手当に準ずる手当
- (9) 時間外勤務手当
- (10) 休日勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 期末手当
- (13) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員（人事委員会の定める職員を除く。）に対する平成27年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第5条第2項において「給与減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正条例附則の規定による給料の特例）

第4条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293。以下「平成27年経過措置規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年道職員改正条例附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、平

北海道人事委員会規則 7-1311

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-137）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

| 職員の区分 期間の区分 | 第2条第1項 第1号の職を 占める職員 | 第2条第1項 第2号の職を 占める職員 | 第2条第2項 の職を占める 職員 | 第2条第3項 の職を占める 職員 |
|----------------|---------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 1年以上2年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 2年以上3年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 3年以上4年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 4年以上5年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 5年以上6年未満 | 413,300 | 307,800 | 50,500 | 46,400 |
| 6年以上7年未満 | 413,300 | 307,800 | 48,700 | 46,400 |
| 7年以上8年未満 | 413,300 | 307,800 | 46,900 | 46,400 |
| 8年以上9年未満 | 413,300 | 307,800 | 45,100 | 46,400 |
| 9年以上10年未満 | 413,300 | 307,800 | 43,300 | 39,900 |
| 10年以上11年未満 | 413,300 | 307,800 | 41,500 | 33,300 |
| 11年以上12年未満 | 413,300 | 307,800 | 39,700 | 26,800 |
| 12年以上13年未満 | 413,300 | 307,800 | 37,900 | 20,300 |
| 13年以上14年未満 | 413,300 | 307,800 | 36,100 | 13,700 |
| 14年以上15年未満 | 413,300 | 307,800 | 34,700 | 7,200 |
| 15年以上16年未満 | 413,300 | 307,800 | 33,300 | |
| 16年以上17年未満 | 408,900 | 304,500 | 31,900 | |
| 17年以上18年未満 | 404,500 | 301,200 | 30,500 | |
| 18年以上19年未満 | 400,100 | 297,900 | 29,100 | |
| 19年以上20年未満 | 395,700 | 294,600 | 27,700 | |
| 20年以上21年未満 | 391,300 | 291,300 | 26,300 | |
| 21年以上22年未満 | 371,900 | 277,500 | 25,700 | |
| 22年以上23年未満 | 352,100 | 263,500 | 25,100 | |
| 23年以上24年未満 | 332,800 | 250,000 | 24,100 | |

成27年経過措置規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。）又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額（道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額（道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）に達しないときにおける平成27年経過措置規則第6条（その者が平成27年改正条例附則の規定による給料を支給されない者である場合にあっては、給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則 7-1101）第6条）の規定の適用については、これらの規定中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する給与減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成27年勧告道職員改正条例、平成27年勧告学校職員改正条例、平成27年勧告市町村立学校職員改正条例及び平成27年勧告警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

| | | | |
|------------|---------|---------|--------|
| 24年以上25年未満 | 313,400 | 236,100 | 23,500 |
| 25年以上26年未満 | 293,900 | 222,400 | 22,900 |
| 26年以上27年未満 | 271,200 | 204,800 | 22,300 |
| 27年以上28年未満 | 249,000 | 187,700 | 21,700 |
| 28年以上29年未満 | 226,600 | 170,400 | 20,900 |
| 29年以上30年未満 | 203,800 | 152,800 | 20,600 |
| 30年以上31年未満 | 179,000 | 134,800 | 20,200 |
| 31年以上32年未満 | 154,100 | 116,500 | 19,600 |
| 32年以上33年未満 | 129,500 | 98,600 | 18,700 |
| 33年以上34年未満 | 91,400 | 72,600 | 17,800 |
| 34年以上35年未満 | 56,100 | 48,300 | 17,100 |

備考
この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1312

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の項中「116,500円」を「116,800円」に改める。

別表第2イの表9級の項中「118,500円」を「118,800円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1313

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。
第29条の8第1項第1号中「100分の85以上100分の145」を「100分の87.5以上100分の150」に、「100分の110以上100分の185」を「100分の113.5以上100分の190」に改め、同項第2号中「100分の78以上100分の85」を「100分の80.5以上100分の87.5」に、「100分の100.5以上100分の110」を「100分の103.5以上100分の113.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の71」を「100分の73.5」に、「100分の91」を「100分の93.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1314

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

| | | | |
|--------------|----|---|----|
| | 22 | | 21 |
| | 22 | | 22 |
| | 23 | | 22 |
| | 23 | | 22 |
| | 24 | | 23 |
| | 24 | | 23 |
| | 25 | | 23 |
| | 25 | | 24 |
| | 25 | | 24 |
| 別表第7ウの表2級の欄中 | 25 | を | 24 |
| | 26 | | 25 |
| | 26 | | 25 |
| | 26 | | 25 |
| | 26 | | 26 |
| | 27 | | 26 |
| | 27 | | 26 |
| | 27 | | 27 |

に改める。

| |
|----|
| 27 |
| 28 |

| |
|----|
| 27 |
| 27 |

別表第7エの表2級の欄中

| | |
|----|----|
| 2 | 1 |
| 3 | 1 |
| 4 | 1 |
| 5 | 1 |
| 6 | 2 |
| 7 | 3 |
| 8 | 4 |
| 9 | 5 |
| 10 | 6 |
| 11 | 7 |
| 12 | 8 |
| 13 | 9 |
| 14 | 10 |
| 15 | 11 |
| 16 | 12 |
| 17 | 13 |
| 18 | 14 |
| 19 | 15 |
| 20 | 16 |
| 21 | 17 |
| 22 | 18 |
| 23 | 19 |
| 24 | 20 |
| 25 | 21 |
| 26 | 22 |
| 27 | 23 |
| 28 | 24 |
| 29 | 25 |
| 30 | 26 |
| 31 | 27 |

| |
|----|
| 38 |
| 39 |

| |
|----|
| 37 |
| 38 |

| |
|----|
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 43 |
| 44 |

を

| |
|----|
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |

に改め、同表特2級の欄中

| |
|----|
| 32 |
| 33 |
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |
| 45 |
| 46 |
| 47 |
| 48 |
| 49 |
| 50 |
| 51 |
| 52 |
| 53 |
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 58 |
| 59 |
| 60 |
| 61 |
| 61 |
| 62 |
| 62 |
| 63 |
| 63 |

を

| |
|----|
| 28 |
| 29 |
| 30 |
| 31 |
| 32 |
| 33 |
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |
| 45 |
| 46 |
| 47 |
| 48 |
| 49 |
| 50 |
| 51 |
| 52 |
| 53 |
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 58 |
| 59 |
| 60 |
| 61 |
| 61 |
| 62 |

に改める。

64

63

| | |
|----|----|
| 2 | 1 |
| 3 | 1 |
| 4 | 1 |
| 5 | 1 |
| 6 | 2 |
| 7 | 3 |
| 8 | 4 |
| 9 | 5 |
| 10 | 6 |
| 11 | 7 |
| 12 | 8 |
| 13 | 9 |
| 14 | 10 |
| 15 | 11 |
| 16 | 12 |
| 17 | 13 |
| 18 | 14 |
| 19 | 15 |
| 20 | 16 |
| 21 | 17 |
| 22 | 18 |
| 23 | 19 |
| 24 | 20 |
| 25 | 21 |
| 26 | 22 |
| 27 | 23 |
| 28 | 24 |
| 29 | 25 |
| 30 | 26 |
| 31 | 27 |
| 32 | 28 |
| 33 | 29 |

別表第7オの表特2級の欄中

を

に改める。

| |
|----|
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |
| 45 |
| 46 |
| 47 |
| 48 |
| 49 |
| 50 |
| 51 |
| 52 |
| 53 |
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 58 |
| 59 |
| 60 |
| 61 |
| 61 |
| 62 |
| 62 |
| 63 |
| 63 |
| 64 |

| |
|----|
| 30 |
| 31 |
| 32 |
| 33 |
| 34 |
| 35 |
| 36 |
| 37 |
| 38 |
| 39 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |
| 45 |
| 46 |
| 47 |
| 48 |
| 49 |
| 50 |
| 51 |
| 52 |
| 53 |
| 54 |
| 55 |
| 56 |
| 57 |
| 58 |
| 59 |
| 60 |
| 61 |
| 62 |
| 63 |

別表第7カの表2級の欄中

| | |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 32 |
| 34 | 32 |
| 34 | 32 |
| 35 | 33 |
| 35 | 34 |
| 36 | 35 |

を に改める。

別表第7クの表3級の欄中

| | |
|----|----|
| 62 | 61 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 63 | 62 |
| 63 | 62 |
| 63 | 63 |
| 63 | 63 |
| 63 | 63 |
| 63 | 63 |
| 64 | 63 |
| 64 | 63 |
| 64 | 63 |

を に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 平成27年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。
- この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1315

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-754）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「2万6,000円」を「2万7,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月15日

北海道人事委員会委員長 楢田 信知

北海道人事委員会規則7-1316

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）の一部を次のように改正する。
附則第2項第1号中「100分の18」を「100分の18.5」に改め、同項第2号中「100分の15」を「100分の15.5」に改め、同項第3号中「100分の13」を「100分の14」に改める。

附則第3項中「100分の15」を「100分の15.5」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。
